

R5. 12. 6 議会運営委員会

西内委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、12月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 なお、12月定例会から、本会議及び委員会においてペーパーレス会議の試行を行うこととしている。議会運営委員会においても本日から、紙の資料を主体としつつ、ペーパーレス会議システムも併用して会議を行っていくので、御了承願う。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 12月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

西内委員長 初めに、12月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(徳重総務部長、説明)

西内委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

西内委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
 12月定例会の日程については、10月13日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、12月12日火曜日開会、12月27日水曜日閉会ということで、会期は16日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
 以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議席等

ア 仮議席

西内委員長 次に、議席等についてである。
 まず、2ページの資料2、10月の補欠選挙で当選された竹内議員の仮議席についてである。
 補欠選挙で当選された議員の議席については、本会議において議席が決定するまで、議長が最寄りの空席を仮議席として指定するのを例としている。
 ついては、竹内議員の仮議席として金岡議員の前、土森議員の右隣の空席を指定することにしたいが、いかがか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

R5. 12. 6 議会運営委員会

西内委員長	<p>イ 補欠議員の挨拶</p> <p>次に、補欠議員の挨拶についてである。 これについては、慣例により開会日の日程に入る前に、議長が補欠議員を紹介し、これに引き続いて紹介された議員が登壇し、挨拶を行うということで、御了承願う。</p> <p>(了 承)</p>
西内委員長	<p>ウ 議席の指定</p> <p>次に、3ページの資料3、議席の指定についてである。 これについては、11月2日の議運で資料3のとおりとすることをお決めいただいている。 この件に関する本会議での議事手続については、開会日の会議録署名議員の指名の後、日程に上げ議題とすることでのいかがか。</p> <p>(異議なし)</p>
西内委員長	<p>それでは、さよう決する。 なお、議席の決定後に議席の移動を行うこととし、指定された議席は、氏名標ができるまでの間、三角の名札で表示することになるので、御了承願う。</p> <p>(了 承)</p>
西内委員長	<p>また、氏名標の変更は、質問初日の12月15日までの間に行う予定であるので、御了承願う。</p> <p>(了 承)</p>
(4) 質疑並びに一般質問	
	ア 質問者(会派)の発言順序
西内委員長	<p>次に、質疑並びに一般質問についてである。 質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、日本共産党2名、県民の会1名、一燈立志の会1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、</p> <p>質問第1日目 12月15日金曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会 第2日目 12月19日火曜日 一燈立志の会、自由民主党、日本共産党 第3日目 12月20日水曜日 自由民主党、自由民主党</p> <p>の順になるかと思うが、これに御異議ないか。</p> <p>(異議なし)</p>
西内委員長	<p>それでは、さよう決する。</p>
	イ 発言者の制限時間等
西内委員長	<p>次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3</p>

R5. 12. 6 議会運営委員会

回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届出

西内委員長 次に、4ページの資料4、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料4の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

西内委員長 次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、12月14日木曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(5) 請願書の受理期限

西内委員長 次に、請願書の受理期限についてである。

申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は12月18日月曜日であり、議案精査のため休会となっているので、本会議が開催されない。

議案付託日の前々日が議案精査のための休会日に当たるときは、締切時刻を午後5時とするとの申合せがあるので、今定例会における請願書の受理期限は12月18日月曜日の午後5時ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

(6) 閉会中の常任委員会委員長報告

西内委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。

今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。

(7) 令和4年度決算議案

西内委員長 次に、令和4年度決算議案についてである。

6ページの資料6、継続審査となっていた決算議案の委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。

これら決算議案についての議事手続であるが、決算議案を開会日の日程に上げ、

R5. 12. 6 議会運営委員会

委員長報告を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
次に、委員長に対する質疑は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
次に、討論についてはいかがでしょうか。

中根委員

日本共産党は、一般会計決算に対して反対討論を行う。

土居委員

自由民主党は、一般会計決算に対して賛成討論を行う。

西内委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間はそれぞれ10分以内とし、その順序については先例のとおりということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
なお、採決は、資料6の一覧表の記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

○「ガザ地区における一刻も早い紛争の終結を求める決議」について

西内委員長

定例会の日程及び運営については以上であるが、ここで日本共産党会派から発言を求められている。
中根委員、どうぞ。

中根委員

現在、ガザ地区における一刻も早い紛争の終結を求めるという中身で、一刻も早く決議を上げたいと考えている。資料の配付をさせていただきたい。

西内委員長

事務局に資料を配付させる。

(事務局、資料を配付)

西内委員長

ただいま、日本共産党会派から、緊急を要する案件として開会日の本会議に決議案を提出したいとの申出があった。
その内容について会派から説明を願う。

中根委員

本当に、毎日目を覆うような惨状が報道されている。軍事衝突によって子供を含む多数の民間人が犠牲になっているという状況を、世界の声で包囲しながら、一日も早く終わらせたいという思いを込めて、県議会からも決議を上げてはどうかとい

R5. 12. 6 議会運営委員会

- う提案である。お配りした案には、急を要する中身であるということを考えて12月12日と日付を書いているが、皆さんで御協議いただければと思う。よろしく願います。
- 西内委員長 ただいま御説明があったが、この件の取扱いについては、いかがでしょうか。
- 土居委員 重要性と緊急性は分かるが、少し中身について精査をさせていただきたいし、持ち帰って検討もさせてもらいたいので、可能ならば次回、20日の議運まで待っていただきたい。それまでに調整をする。
- 西内委員長 それでは、この件については、一旦会派に持ち帰って御協議いただき、今後の議運で協議することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 西内委員長 それでは、さよう決する。
- 2. 自治功労者表彰状の伝達について**
- 西内委員長 次に、自治功労者表彰状の伝達についてである。
このたび、大石宗議員が在職10年以上の自治功労者として全国都道府県議会議長会から表彰を受けられた。
誠におめでとうございます。
この表彰状の伝達式を慣例により、開会日の議事日程終了後に行うこととしたいので、御了承願う。
- (了 承)
- 西内委員長 それでは、ここで、開会日の議事日程表と伝達式次第をお配りする。
あわせて、ペーパーレス会議システムにも資料として追加する。
- (事務局、資料配付)
- 西内委員長 事務局に説明をさせる。
- (吉岡議事課長、説明)
- 西内委員長 この順序で、議事運営等が行われるので、御了承願う。
- (了 承)
- 3. 高知県選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について**
- 西内委員長 次に、高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙についてである。
高知県選挙管理委員会から、7ページの資料7のとおり、選挙管理委員及び同補充員の任期満了についての通知があった。
このことについて、事務局に説明をさせる。

	<p>(吉岡議事課長、説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月26日をもって任期満了となる。 ・慣例により閉会日に選挙をしている。
西内委員長	<p>何か質問はないか。</p> <p>(なし)</p>
西内委員長	<p>それでは、県選挙管理委員及び同補充員の選挙については、慣例により閉会日に行うこととし、その取扱いについては閉会日の議運で諮ることとしたいが、御異議ないか。</p> <p>(異議なし)</p>
西内委員長	<p>それでは、さよう決する。</p>
<p>4. 議会デジタル化検討小委員会の調査検討状況の報告等について</p>	
西内委員長	<p>次に、議会デジタル化検討小委員会の調査検討状況の報告等についてである。</p> <p>小委員会の委員長である土居委員から、小委員会での調査検討状況の報告並びに本会議及び委員会への電子機器の持ち込み等に関する申合せの決定及び委員会条例の改正について提案をしたい旨の申出があるので、これを受けることとする。</p> <p>土居委員、願います。</p>
土居委員	<p>議会デジタル化検討小委員会の調査検討状況の報告をさせていただきます。</p> <p>初めに、せんだっての議運で御協議いただいた高知県議会運営システム管理要領については、正式に議長において決定され、既に各会派にお配りしてあるので報告する。</p> <p>それでは、小委員会でのこれまでの議論を報告し、御協議いただきたいので説明する。小委員会では、前回の議運への報告以降、デジタル化を進めるに当たってのルールづくりや条例改正について議論してきた。そして、案を決定したので本委員会において御協議いただき、申合せ事項として決定いただくようお願いする。</p> <p>資料8、本会議及び委員会への電子機器の持ち込み等に関する申合せ案を御覧願う。本会議や委員会室への情報機器の持ち込み等のルールについてである。情報機器の持ち込みについては、現在の申合せでは、資料8の上の段、(1)④にあるとおり、本会議場へは一切の持ち込みは禁止、例外として⑤、一般質問のスクリーンを使用する場合は認める。委員会については、(1)④の後段のとおり、携帯電話、スマートフォン、パソコンの持ち込みは試行的に認めることとなっている。</p> <p>今回、タブレット端末の導入に当たって、こうした従来の申合せは残しつつ、新たにタブレット端末の持ち込みを認めることとし、なおタブレット端末の利用の仕方に県民から不信感を持たれないよう、一定のルールをはめることとして策定している。</p> <p>新たな案では、資料下段(1)、会議に持ち込める機器は、本会議が、貸与されたタブレット端末及び今までどおり一般質問でスクリーンを使用するに当たり持ち込むことを申し出たパソコンなどの機器。委員会は、貸与されたタブレット端末のほ</p>

R5. 12. 6 議会運営委員会

か、今までどおり審査に活用するために、私物の携帯やスマートフォン、パソコンを持ち込むことを認めることとしている。

次に、(2)として、その持ち込んだ機器の使用できる範囲を限定している。本会議では、ペーパーレス会議システムや、会議において議題となる事件・案件に関する情報の閲覧、そして質問者の使用を想定して、質問時の原稿の表示やスクリーン投影のための機能。次に、委員会では、ペーパーレス会議システムや、議題となる事件に関連する情報の閲覧、また今後利用が想定されるオンライン会議の機能に限って使用できることとしている。

その他として、こうした情報機器の使用の際は音が出ないようにしておき、審議の妨げにならないようにしなければならないこととしている。最後に、執行部においてもペーパーレス化の取組を進めているため、説明員も同様の扱いとすることとしている。

以上が、小委員会で決定した情報機器の持ち込み等に関する新たな申合せの案である。

また、資料9、高知県議会委員会条例一部改正案については、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の特別な事由により、議会の委員会に参集することが困難な委員について、出席の特例としてオンラインによる方法での参加を可能とするもので、議会デジタル化基本方針にある危機に強い議会の実現を目的として、委員会条例の一部改正を行うものである。

条例改正後には、オンライン委員会運営要領や実施マニュアルの策定など、規定類の整備により、オンラインでの参加に向けて対応していく。

以上が、申合せ案及び条例一部改正案の概要である。12月議会からはペーパーレス会議の試行が始まるとのことであるので、使用ルールについて、申合せ案を早急に御決定いただき、また来年2月議会以降オンライン委員会が開催できるよう、12月議会での高知県議会委員会条例一部改正を御決定いただく必要があると考えるので、よろしく願います。

なお、御決定いただいた後も引き続き小委員会で議会デジタル化について協議を行っていき、さらなる見直しなどの必要性が出てくれば、改めて検討を行っていきたいと考えている。以上である。

西内委員長

ありがとうございました。

ただいま、土居委員から本会議及び委員会への電子機器の持ち込み等に関する申合せの決定及び委員会条例の改正についての御提案があったので、このことについて御協議願いたい。

まず、8ページの資料8、本会議及び委員会への電子機器の持ち込み等に関する申合せについて御協議願う。

この件について、何か質問、御意見はないか。

(なし)

西内委員長

それでは、この件については、資料8の案のとおり本会議及び委員会への電子機器の持ち込み等に関する申合せを決定することで、御異議ないか。

(異議なし)

R5. 12. 6 議会運営委員会

- 西内委員長 | それでは、さよう決する。
| なお、申合せの(3)その他にあるとおり、説明員についても同様の扱いとする
| ということであるので、執行部説明員についても、本会議場において県から貸与され
| た情報通信機器を持ち込み、説明及び答弁に使用することができるということで、
| 御了承願う。
- (了 承)
- 西内委員長 | 次に、資料8の上段にある現在の申合せ事項については、新たな申合せの決定に
| 伴い、本日をもって廃止となるので、御了承願う。
- (了 承)
- 西内委員長 | なお、携帯電話等については、新たな申合せの本会議場に持ち込める電子機器に
| 含まれていないため、引き続き本会議場においては議員、執行部とも携帯電話等の
| 持込みは認められないので、御了承願う。
- (了 承)
- 西内委員長 | 次に、9ページの資料9、委員会条例の改正について御協議願う。
| この件について、何か質問、御意見はないか。
- (な し)
- 西内委員長 | それでは、この件については、資料9の案のとおり高知県議会委員会条例を改正
| するというので、御異議ないか。
- (異議なし)
- 西内委員長 | それでは、さよう決する。
| なお、条例改正の議案については、正副委員長で案を作成して今後の議運にお示
| しした上で、議運の委員の連名で閉会日の本会議に提出することとしたいが、これ
| に御異議ないか。
- (異議なし)
- 西内委員長 | それでは、さよう決する。

5. その他

(1) 高校生フォトコンテスト

- 西内委員長 | 次に、その他についてである。
| まず、10ページの資料10、高校生フォトコンテストについてである。
| このことについて、事務局に説明をさせる。
- 吉岡議事課長 | 高校生フォトコンテストの審査の実施について御説明する。10ページの資料10を

R5. 12. 6 議会運営委員会

御覧願う。

今回、第8回となるフォトコンテストについては、先日応募を締め切ったところである。審査を今後行っていき、入賞作品を決定していくこととしているので、そのスケジュールについて御説明する。

10ページの中央の表を御覧願う。表の一番上、11月24日金曜日に応募を締め切り、10校から33名、63点の応募をいただいた。参考までに次の11ページに、過去からの応募状況を記載している。表の一番下の合計欄を右から左に向けて御覧いただくとお分かりいただけるように、本年度の応募人数や点数は残念ながら過去最も少ない数字となっている。これまで同様、応募いただくよう学校の関係者に積極的に働きかけを行ってきたが、残念な結果となった。しかしながら、応募作品は例年どおり力作がそろっている。

10ページの表にお戻りいただき、この後の予定である。12月上旬に第1次審査として、写真家の津野廣幸氏及び元高知新聞社写真部長の門田和夫氏に入賞候補作品15点を選んでいただくこととしている。なお、それぞれの審査員が全作品の中から15点を選出するので、重複することが考えられる。このため、1次審査通過作品数は15点から30点の間となる。この1次審査を通過した作品の中から、議長賞1点、副議長賞1点、佳作3点程度の入賞作品を選出するための第2次審査を行う。この審査方法については、これまで同様全ての議員の皆様の投票によることとしている。

まず、12月12日火曜日の定例会開会日に、1階玄関前に1次審査を通過した入賞候補作品を展示するとともに、控室の皆様の方に投票用紙を配付する。あわせて、今回から初めての取組として、電子での投票ができるように、電子メールで皆様に投票フォームを送信する。電子の場合は、そのフォームに沿って記入、送信していただければ投票が完了となる。紙または電子いずれかで投票いただくようお願いする。誠に申し訳ないが、二重投票を防ぐために記名式での投票とさせていただいている。

この投票用紙もしくは投票フォームに、フォトコンテストのテーマである「私の見つけた高知の魅力」にふさわしいと思われる作品5点以内で印をつけ、掲示板横にある投票箱への投函あるいは送信をお願いする。議会開会中の大変お忙しいときであるので、投票は任意とし、投票締切りを12月21日木曜日、常任委員会初日の午後5時とし、時間が来ればその時点で終了とする。なお、委員会が長引いた場合は、委員会終了時刻から1時間後まで延長する。

その後、22日金曜日以降に事務局において投票数を確認し、議長、副議長に御報告して入賞作品を決定する。そして、12月27日閉会日の議運で入賞作品を御報告する。その後、全議員に入賞作品の一覧表をお配りするとともに、ホームページに掲載、発表することとしている。来年1月には入賞者に対する表彰式を予定しているが、その日程や表彰式の内容については、入賞者の方の御都合などもお伺いしながら、後日調整させていただく。

以上である。

西内委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

西内委員長

それでは、事務局説明のとおりで、御了承願う。

R5. 12. 6 議会運営委員会

(了 承)

西内委員長 なお、審査への積極的な参加について、委員の皆さんからも各議員への呼びかけをよろしく願います。

(2) 県議会議員と高校生との意見交換会

西内委員長 次に、12ページの資料11、県議会議員と高校生との意見交換会についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長 県議会議員と高校生との意見交換会について御説明させていただく。12ページ、資料11を御覧願う。

県議会議員と高校生との意見交換会については、教育委員会の主催により平成29年度から実施されており、県議会としても積極的に協力していくこととされている。例年よりも遅れたが、先日教育委員会から、引き続き高校生との意見交換会への議員の派遣について協力を賜りたいとの依頼があった。

13ページを御覧願う。今年度の実施内容については、13ページの下半分の表に記載のとおり高知小津高等学校と清水高等学校の2か所で行うこととし、開催日時は高知小津高校が2月5日月曜日の午後3時5分から50分程度、高校生からの地域課題解決策の提案の発表。また、清水高校では2月19日月曜日の午後2時25分から1時間20分程度、生徒発表への質疑応答といった形で実施の予定となっている。

昨年度は高知国際高等学校と清水高校の2箇所で開催され、両校合わせて延べ7名の議員と、オブザーバーとして1名の議員に御参加いただいた。本日御出席いただいている委員の中では、大石副委員長、榎尾委員、金岡委員、岡田芳秀委員に御参加いただいている。誠にありがとうございます。参加した高校生にとって、政治を身近に感じることができる大変貴重な時間になったと考えている。

後日、事務局のほうで、参加希望の集約をさせていただくので、会派内で周知いただき、本年度も積極的な御協力をいただくよう、よろしく願います。

以上である。

西内委員長 何か質問はないか。

西森(雅)委員 これは、その選挙区の議員はオブザーバー参加ということになるという考え方か。

吉岡議事課長 明確な申合せ事項としては見当たらないが、やはり選挙区内での選挙活動と同一視される懸念があるということで、正式な参加ではなくオブザーバー参加という形を取っている。

大石副委員長 いつも思うが、そこは議員の良識で——そんな選挙運動はしないし、地元の議員が地元の学校で話ができないことのほうが不自然だとも思う。見直しをしてもらいたい。

西森(雅)委員 教育委員会が決めている。

大石副委員長 そうだ。

R5. 12. 6 議会運営委員会

西森(雅)委員 私も、実は同じようなことを思っていた。以前、高知国際高校で意見交換会があったときに参加の申込みをしていたが、オブザーバーでということを知り結局取りやめたということがあった。しかし、高知国際高校に通っている生徒たちは何も高知市内だけから来ているわけではなく、県内各地から来ている。そこは、以前話をしたことがあるが、また教育委員会と話をしたいと思う。

大石副委員長 全く同じ思いで、各市町村の長が学校に行き話をすることもあるし、子供議会というのを市町村でやることもあるが、その理屈だと、知事が高校に行き話をするのもおかしいということになる。議会だけがそういうふうな、ある種線引きをされるのはいかなるものかという意見が出たということ、事務局からもぜひ教育委員会にお伝えいただきたいと思う。

吉岡議事課長 教育委員会に、こういった御意見が出ているということをお伝えし、協議していただくように考えている。

西内委員長 それでは、そのことによって参加のルールが変わるかどうかというのは現時点では不明であるが、今のところこの説明のとおりで御了承願う。

(了 承)

(3) 令和5年度議会費12月補正予算

西内委員長 次に、14ページの資料12、令和5年度議会費12月補正予算についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

(福島総務課長、説明)

西内委員長 何か質問はないか。

(な し)

西内委員長 それでは、説明のとおりで御了承願う。

(了 承)

(4) その他

西内委員長 最後に、その他で何かないか。

(な し)

西内委員長 それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の12月20日水曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、議案の付託等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。